入札時に提出する陳述書について

（お知らせ）

入札時には、入札書、住民票等のほか、陳述書も提出していただく必要があります（民事執行法６５条の２、民事執行規則３８条７項、３１条の２）。

入札書と共に陳述書が提出されないと、その入札は無効となります。また、陳述書の追完はできません。

陳述書の記載に不備がある場合には、入札が無効となることがありますので、記入、提出に当たっては、陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

なお、各陳述書の「陳述」欄にある「自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙（中略）のとおりです。」は、これに該当する場合のみ、□にチェックを入れてください。□にチェックが入っているのに、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない場合は、その入札は無効となります。

陳述書は、神戸地方裁判所執行官室でお受け取りいただくか、ＢＩＴ（https://www.bit.courts.go.jp/）のホーム画面右下にある「ダウンロード」にも掲載しております。

必要書類など、ご不明な点は、神戸地方裁判所執行官室（０７８－３４１－２１３０）までお問い合わせください。

令和　８年（ケ）第　　４４号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月２４日
神戸地方裁判所第３民事部
裁判所書記官　川　口　利　貴

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　９日から 令和　８年１２月１６日まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月２２日　午前１０時００分 神戸地方裁判所売却場(1階)
売却決定期日	日　時 場　所	令和　9年　１月１２日　午後　２時００分 神戸地方裁判所第３民事部
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月２４日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括売却	買受申出保証額（円）	令和７年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	2,880,000 2,304,000	一括	576,000	47,077	0
1	210,000				
2	660,000				
3	2,010,000				
備考	売却基準価額は、民事執行規則３０条の３により定められている。				

令和　8年（ケ）第　　４４号

物　件　目　録

１　所　　在　　三田市木器字西谷

　　地　　番　　１４１０番１３

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　６２．１３平方メートル

２　所　　在　　三田市木器字西谷

　　地　　番　　１４１０番６

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１９１．５０平方メートル

３　所　　在　　三田市木器字西谷１４１０番地６

　　家屋　番号　　１４１０番６

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造スレート葺２階建

　　床　面　積　　１階　　５３．８２平方メートル
　　２階　　３８．９２平方メートル

令和　8年（ケ）第　　44号

物　件　明　細　書

令和　8年　7月16日
神戸地方裁判所第3民事部
裁判所書記官　中　山　克　巳

1　不動産の表示
【物件番号1～3】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1～3】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号3】
Aが占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。

5　その他買受けの参考となる事項
なし

《注　　意　　書》

1　本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみが簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　８年（ケ）第　　４４号

物　件　目　録

１　所　　在　　三田市木器字西谷

　　地　　番　　１４１０番１３

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　６２．１３平方メートル

２　所　　在　　三田市木器字西谷

　　地　　番　　１４１０番６

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１９１．５０平方メートル

３　所　　在　　三田市木器字西谷１４１０番地６

　　家屋　番号　　１４１０番６

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造スレート葺２階建

　　床　面　積　　１階　　５３．８２平方メートル
　　２階　　３８．９２平方メートル

令和８年(ケ)第４４号
令和８年４月２７日受理
令和８年　６　月　１　日提出

現況調査報告書

神戸地方裁判所
執行官　大　島　俊　宏（印）

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

令和　8年（ケ）第　　44号

物　件　目　録

1　所　　在　　三田市木器字西谷

　　地　　番　　1410番13

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　62．13平方メートル

2　所　　在　　三田市木器字西谷

　　地　　番　　1410番6

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　191．50平方メートル

3　所　　在　　三田市木器字西谷1410番地6

　　家屋　番号　　1410番6

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造スレート葺2階建

　　床　面　積　　1階　　53．82平方メートル
　　2階　　38．92平方メートル

（土地・建物用）

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	三田市木器１４１０番地６
土地	物件１～２
現況地目	■宅地（物件１～２　）　□公衆用道路（物件　）　□雑種地（物件　）
形状	□公図のとおり　　■地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　　□土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者　　□その他の者 上記の者　が本土地上に下記建物を所有し，占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	
建物	物件３
種類，構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　□附属建物） □種　類: □構　造: □床面積:
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	□建物所有者　　■その他の者（A） 上記の者　が本建物を住居として利用し、占有している ■「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項（４枚目）」のとおり
執行官保管の仮処分	■ない　　地方裁判所　　支部　　年(　)第　　号 □ある　保管開始日　　年　　月　　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　　■土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（２枚目）

占有者及び占有権原（物件３関係）

占有範囲	■全部 □
占有者	□債務者 ■A
占有状況	□敷地 □駐車場 □ ■居宅 □事務所 □店舗 □倉庫 □

■関係人（■A（占有者） □ （ ））の陳述／□提示文書（ ）の要旨

占有権原		□賃借権 ■使用借権 □
占有開始時期		令和６年５月頃
最初の契約等	契約日	年 月 日
	期間	年 月 日から □ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし
更新の種別		□合意更新 □自動更新 □法定更新
現在の契約等	期間	年 月 日から □ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし
契約等当事者	貸主	■所有者 □その他の者（ ）
	借主	■占有者 □その他の者（ ）
賃料・支払時期等		毎 金 円（毎 限り 分支払） □前払（ 分 円） □相殺（ 分 円）
敷金・保証金		□ない □ある（□敷金 円 □保証金 円）
特約等		□譲渡・転貸を認める □
その他		

執行官の意見	■上記のとおり □下記のとおり □「執行官の意見」のとおり

（３枚目）

その他の事項

■１　本件物件の占有状況について、物件３建物のポストにはひらがなで記載された表札があり、関係人の陳述及び立入調査の結果から、２枚目のとおりと判断した。

２　物件１土地及び物件２土地について

（１）物件１土地及び物件２土地は、物件３建物の敷地として利用されている。

（２）東側隣接地（字城山１６１３番１）の木々が繁茂したまま、敷地内に越境しているようにみえる。

３　物件３建物について

（１）物件３建物は登記内容に符合する建物である。

（２）物件３建物の室内の状況について、動産類が多く詳細には確認できなかったが、目視で確認した限りでは、経年劣化相当の汚れ等はあると思われるが、特段損傷は確認できなかった。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■A（債務者兼所有者の妻）	1　家族で居住しています。 2　浄化槽を使用しています。 3　ガスはプロパンです。 4　損傷箇所や水回り等に不具合はありません。 5　ハムスター１匹を飼育していましたが、今はいません。 6　過去に事件又は事故等はありません。 7　オール電化ではありません。 8　ソーラーパネルはありません。 9　平成２６年頃から令和２年くらいの間、第三者に賃貸で貸していました。
■三田市役所都市整備部管理課担当者	1　本件物件隣接地は山林ですが、市役所には詳細な情報がありません。 2　何かお答えできることはありません。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R8年5月1日(金) 13:50-14:15	神戸地方法務局 三田出張所	公図等及び全部事項証明書交付申請
R8年5月1日(金) 16:35-16:50	物件所在地	外観確認、写真撮影、通知書及び照会書を投函 （110円切手添付返信用封筒同封）
R8年5月13日(水) 11:55-12:20	物件所在地	立入調査、写真撮影、Ａから事情聴取、評価人帯同
R8年5月13日(水) 13:00-13:20	三田市役所	都市整備部管理課担当者より隣接地について、事情聴取
R8年5月13日(水) 13:50-14:20	神戸地方法務局 三田出張所	隣接地の全部事項証明書交付申請
R8年5月27日(水) 17:21-17:26	執行官室	使用貸借関係についてＡから事情聴取 （電話・受信）
年 月 日（ ） ： ー ：		

（特記事項）

■ 令和８年５月１３日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので，立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□ 令和　　年　　月　　日
目的物件は不在で施錠されていたので，立会人　の立会いの下、解錠技術者が解錠し、建物内に立ち入った。

□ 令和　　年　　月　　日
休日・夜間執行許可の提示をした。

□

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

本図面は原版をA4版に縮小したものである

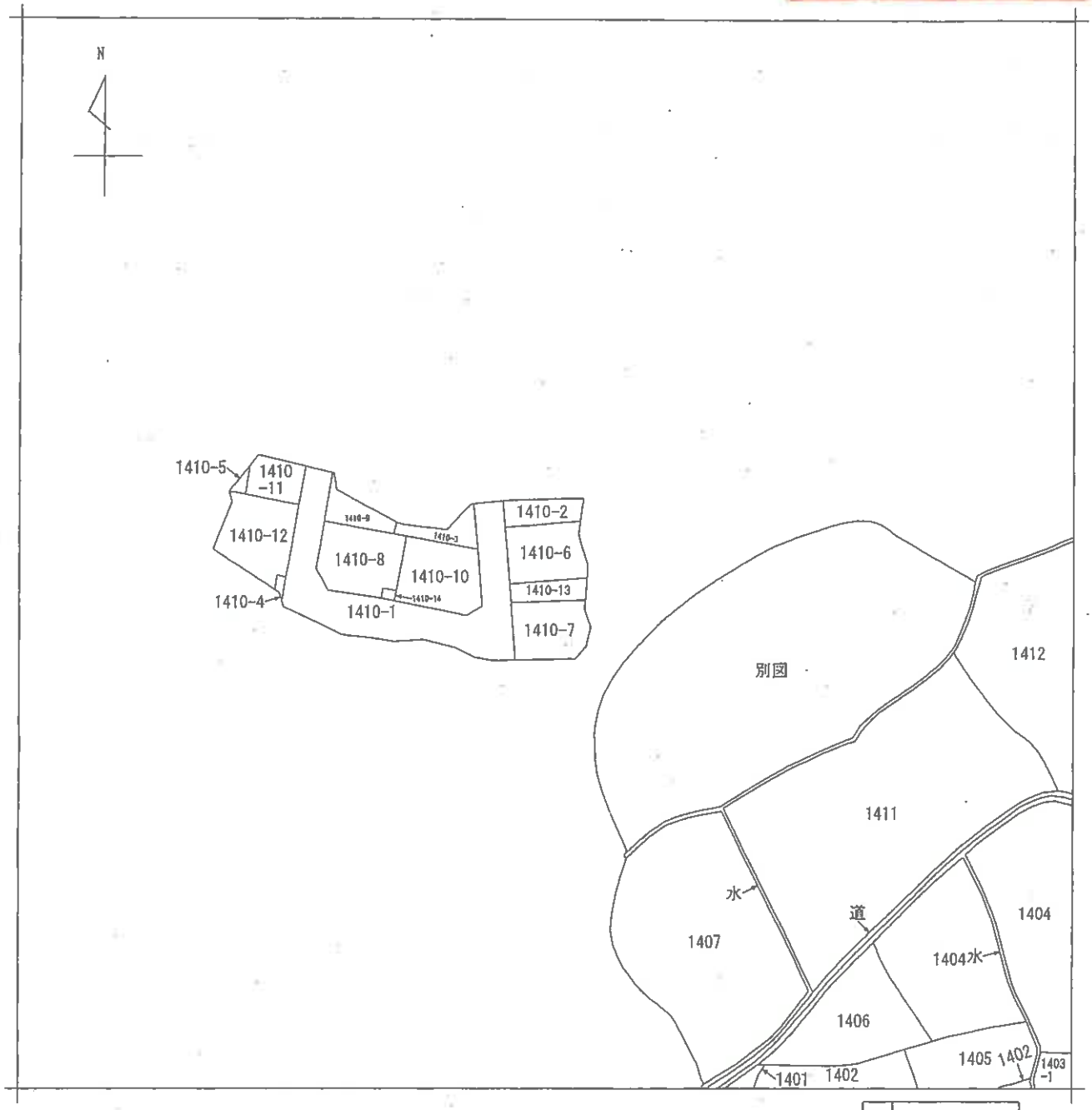

請求部分	所在	三田市木器字西谷			地番	1410番6			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和60年2月28日			備付年月日(原図)				補記事項	

請求番号：8-3
(1/1)

公用

(7枚目)

公用

登記年月日：平成10年6月22日

前 1410-2 後・新

土地所在図 地積測量図

地番	1410-2, 1410-6, -7
土地の所在	三田市木器字西谷

H10.6.22

地番 1410-6

測点	X	Y
K721	-22.332	102.985
K720	-20.654	119.386
K31	-18.400	119.527
K32	-12.093	117.376
K723	-8.869	117.845
K722	-10.514	101.775

倍積 383.019585
面積 191.5097925 地積 191.50 ㎡

地番 1410-7

測点	X	Y
K582	-38.266	104.599
K27	-37.662	117.116
K256	-34.848	119.630
K29	-31.030	120.417
K30	-27.345	118.987
K720	-20.654	119.386
K721	-22.332	102.985
K584	-32.679	104.034

倍積 512.610411
面積 256.3052055 地積 256.30 ㎡

分割前面積	527.0395575
1410-6	191.5097925
1410-7	256.3052055
1410-2	79.2245595
地積	79.22 ㎡

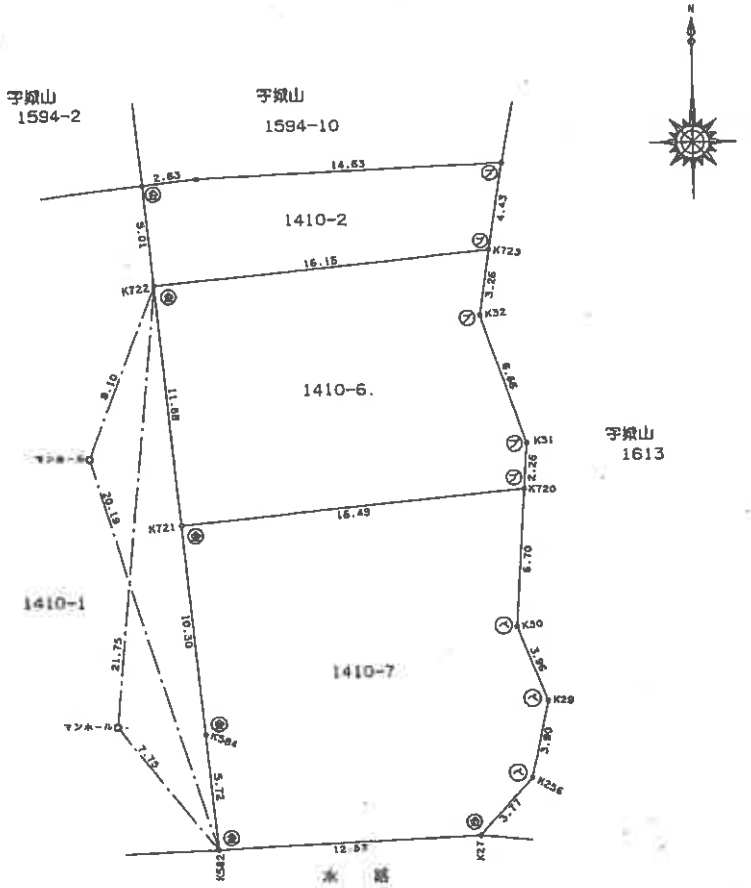

作製者 [redacted] (平成 10 年 6 月 4 日作製)

申請人 [redacted]

縮尺 1/250

218015

A3 を A4 版に縮小したものである

(8枚目)

請求番号：8-4

公用

登記年月日：平成12年9月13日

前 1410-7 後・新

地番	1410-7 1410-13
土地の所在	三田市木器字西谷

土地所在図
地積測量図

H 12.9.13

地番 1410-13

測点	X	Y	辺長
K720	-20.654	119.386	4.33
K1006	-24.971	119.116	15.80
K1003	-25.732	103.333	3.42
K721	-22.332	102.985	16.49
倍積	124.277085		
面積	62.1385425	地積	62.13 m²

分割前面積	256.3052055
1410-13	62.1385425
1410-7	194.1666630
地積	194.16 m²

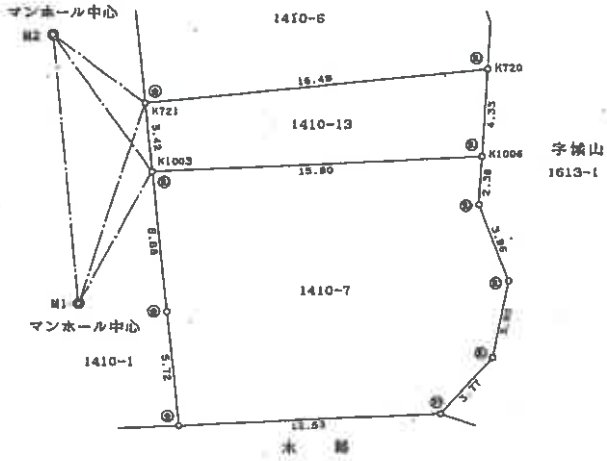

引照点表

基準点		X	Y	内角	距離
器械点	M1	-32.175	99.801		
後視点	M2	-19.013	98.526	0 0 0	13.223
測点	境界の種類	X	Y	内角	距離
K721		-22.332	102.985	23 27 32	10.345
K1003		-25.732	103.333	34 15 55	7.347

引照点表

基準点		X	Y	内角	距離
器械点	M2	-19.013	98.526		
後視点	M1	-32.175	99.801	0 0 0	13.223
測点	境界の種類	X	Y	内角	距離
K721		-22.332	102.985	312 11 45	5.559
K1003		-25.732	103.333	329 57 11	8.261

境界標の種類

㋐	プラスチック杭	㋑	金属棒
㋒	コンクリート杭	㋓	ペンキ
㋔	石杭	㋕	金属鋲
㋖	コンクリート杭は		

作製者 [redacted] 月 25 日作製)

申請人 [redacted] 1/250

218018

本図面はA3 B4版をA4版に縮小したものである

請求番号：8-2

(9枚目)

公用

登記年月日：平成15年1月24日

各階平面図

家屋番号	1410-6
建物の所在	三田市木器字西谷１４１０番地6

建物図面

1階

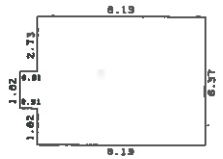

求積表

1.82	X 0.91	=	1.6562
6.37	X 8.19	=	52.1703
	計		53.8265
	床面積		53.82 ㎡

2階

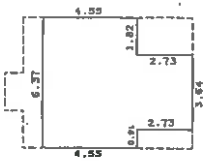

求積表

6.37	X 4.55	=	28.9835
3.64	X 2.73	=	9.9372
	計		38.9207
	床面積		38.92 ㎡

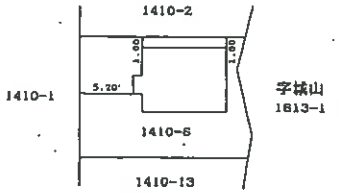

平成壱五年壱月弐四日登記

作製者	[redacted]	縮尺	1/250

申請人	[redacted]	縮尺	1/500

026974

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

(1枚目)

請求番号：8-5

土地建物位置関係図



（←○は写真番号および撮影位置・方向）

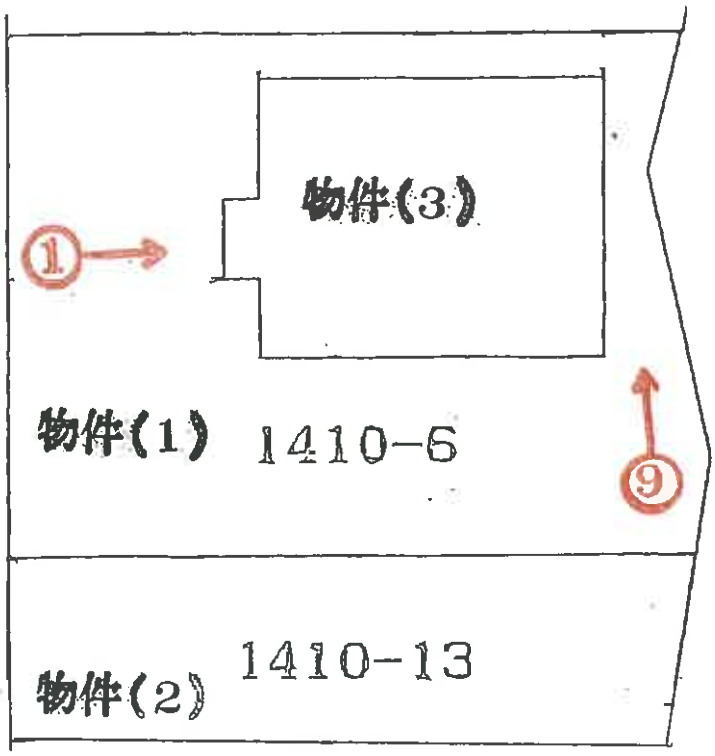

当図面は、土地と建物とのおおよその位置関係を示した参考図であり、
土地及び建物の範囲・境界を確定的に示すものではない。

令和８年（ケ）第４４号

建物間取図

(←○は写真番号および撮影位置・方向)

1階

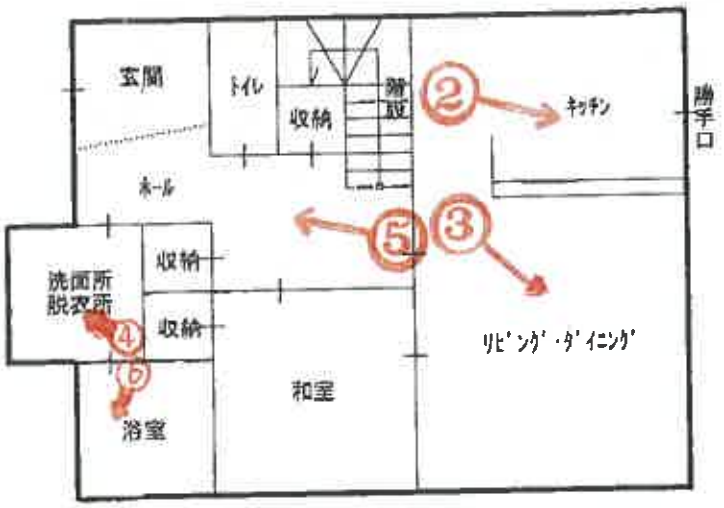

2階

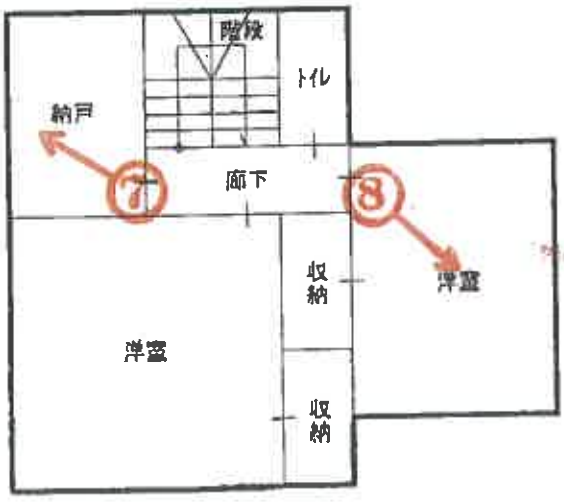

令和８年(ケ)第４４号



①



②



③



④

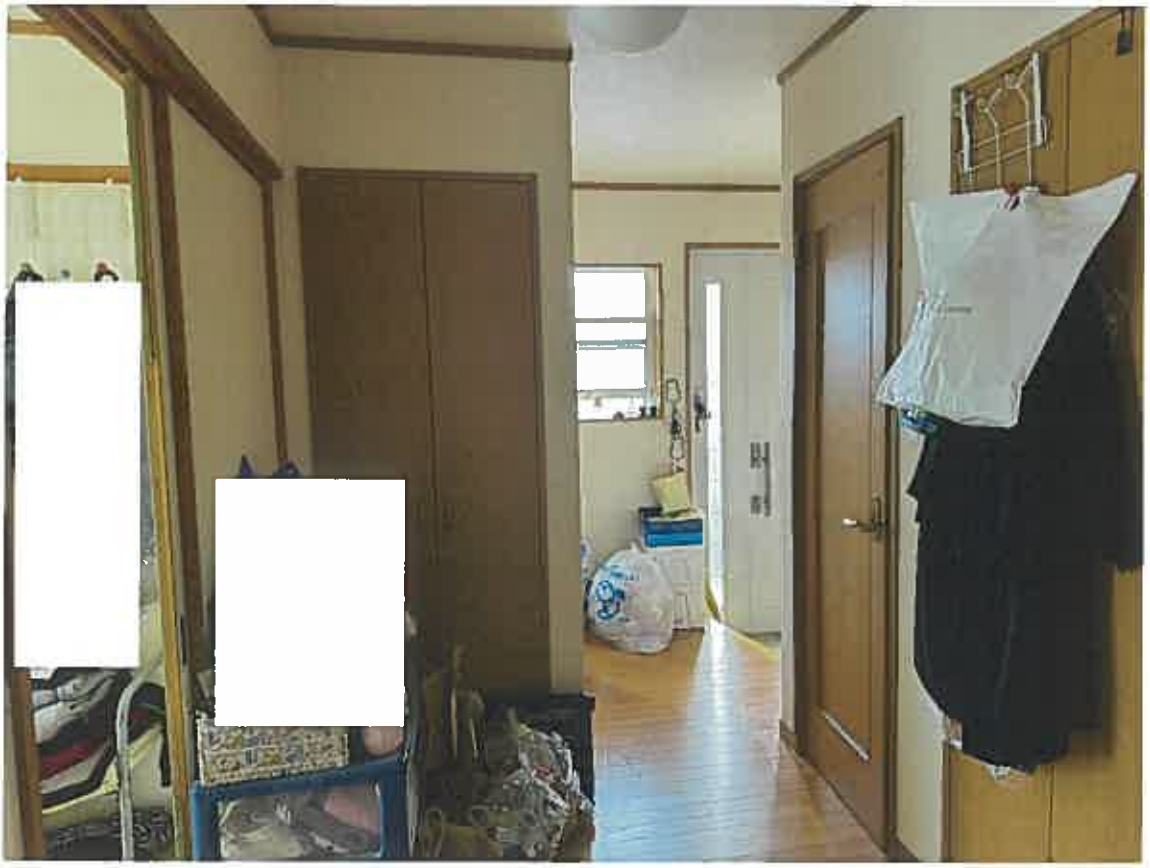

⑤



⑥

⑦



⑧





⑨

令和 8 年 （ケ） 第 44 号
令和 8 年 5 月 13 日 現地調査
令和 8 年 5 月 18 日 評　　価

神戸地方裁判所
第三民事部　　御中

評　　価　　書

評価人　　不動産鑑定士

田 中　浩

第１　評価額

一　括　価　格	
金4,140,000円	
内　訳　価　格	
物件１（土地）	金310,000円
物件２（土地）	金950,000円
物件３（建物）	金2,880,000円

１　一括価格は、物件１～３の各不動産について、一括売却（民事執行法６１条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。

２　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

３　物件１・２の内訳価格は物件３のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件３の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
　したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1・2	所在 地番 地目 地積	物件目録記載のとおり	
3	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	物件目録記載のとおり	
	特記事項		
	特にない		

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等　（物件１・２）

位置・交通	ＪＲ線　三田駅の北東方　約8ｋｍ（道路距離） （附属資料位置図参照）	
付近の状況	山林や農地に囲まれた戸建住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化調整区域 指定なし 60％ 100％ 防火指定なし ―
画地条件	規模　253.63 ㎡の　やや不整形地	
接面道路の状況	西側　約6m市道	
土地の利用状況等	物件１・２は物件３建物の敷地	
供給処理施設	上水道　あり ガス配管　なし 下水道　なし（個別浄化槽） （注）供給処理施設における「あり」・「なし」とは対象物件の前面道路に引込み可能な該当施設の本管が通っている・通っていない状態にあることをいう。	
土壌汚染等	土壌汚染の可能性について特段の情報は得られなかったが、その有無及び内容について確実な情報を得るには専門調査機関による土壌汚染状況調査を要する。	
特記事項	・前面道路が緩傾斜しているため、土地の北西端付近では道路とほぼ等高で接面するが、南西端付近では道路より1.5m程度高くなっている。 ・東側隣接地は山林であり、木の枝葉が本件土地側に越境して建物の外壁付近にまで及んでいる。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地「木器城跡」内に含まれている。	

2　建物の概況及び利用状況等　　（物件３）

区　　分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）　　平成15年1月21日 新築 経過年数　　23 年程度 経済的残存耐用年数　　10 年程度
仕　　様	構　造　：　木造 屋　根　：　スレート葺 外　壁　：　サイディング等 内　壁　：　クロス壁等 天　井　：　クロス等 床　　：　フローリング・タタミ等 設　備　：　特にない その他：　―
床面積（現況）	目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途：　居宅 間取り：附属資料建物間取図のとおり
品　　等	普通
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特記事項	・石綿使用等の有無 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・三田市担当課によれば、本件建物は市街化調整区域の線引き前に建築確認を受けた建物である。

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

(1)　建付地価格（物件１・２）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番　号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地　積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格（円） ア×イ×ウ×エ
1	13,200	0.85	62.13	0.90	630,000
2	13,200	0.85	191.50	0.90	1,930,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査　（三田(県)-1）

公示価格等(円/㎡) 時点修正　標準化補正　地域格差　標準画地価格(円/㎡)

12,300 × 99/100 × 100/100 × 100/92 ≒ 13,200

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇標準化補正：形状・角地（1.00）

◇地域格差：　街路条件　接近条件　環境条件　行政条件　格差率

100/102 × 100/100 × 100/90 × 100/100 ≒ 100/92

イ 個別格差：形状・規模・隣接地の状況等（0.85）

ウ 地　積：登記記載数量

エ 建付減価：建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性の考慮

(2)　建物価格（物件３）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番　号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格（円） ア×イ×ウ
3	150,000	92.74	0.24	3,340,000

ウ 現価率

経過年数23年、経済的残存耐用年数10年、経済的全耐用年数33年、残価率5%の耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率＝{残価率5%＋(1－0.05)×(経済的残存耐用年数/経済的全耐用年数)}

×(1－観察減価0.3)≒0.24

2　評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1)　土地利用権等価格

番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（円） ア×イ
1	630,000	0.30	法定地上権	190,000
2	1,930,000	0.30	法定地上権	580,000
				計　770,000

(2)　内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格（円） ア	土地利用権等価格の控除及び加算（円） イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額（円） (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	630,000	-190,000		1.00	0.70	310,000
2	1,930,000	-580,000		1.00	0.70	950,000
3	3,340,000	+770,000	1.00	1.00	0.70	2,880,000
一括価格（合計）						4,140,000

ウ 占有減価修正：　必要なし

エ 市場性修正：　必要なし

オ 競売市場修正：　評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第６　参考価格資料

１　地価公示価格等　（三田(県)-1）

所在	：	三田市下槻瀬字新井608番1外
価格	：	12,300円/㎡
位置	：	ＪＲ線「三田」駅より道路距離8.5ｋｍ
価格時点	：	令和７年７月１日
地積	：	438㎡
供給処理施設	：	水道、下水
接面街路	：	北東側幅員8.5m県道に接面、南側道
用途指定等	：	市街化調整区域（建ぺい率60%，容積率100%）
地域の概要	：	農地等が見られる県道沿いの農家集落地域

２　固定資産税評価額（令和7年度）

物件１：	639,379円
物件２：	1,970,726円
物件３：	2,835,765円

第７　附属資料

１　対象不動産及び地価公示地等の位置図
２　公図写
３　地積測量図写
４　建物図面写
５　建物間取図
６　現況写真

以　上

令和　８年（ケ）第　　４４号

物　件　目　録

１　所　　在　　三田市木器字西谷

　　地　　番　　１４１０番１３

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　６２．１３平方メートル

２　所　　在　　三田市木器字西谷

　　地　　番　　１４１０番６

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１９１．５０平方メートル

３　所　　在　　三田市木器字西谷１４１０番地６

　　家屋　番号　　１４１０番６

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造スレート葺２階建

　　床　面　積　　１階　　５３．８２平方メートル
　　２階　　３８．９２平方メートル

対象不動産及び地価公示地等の位置図

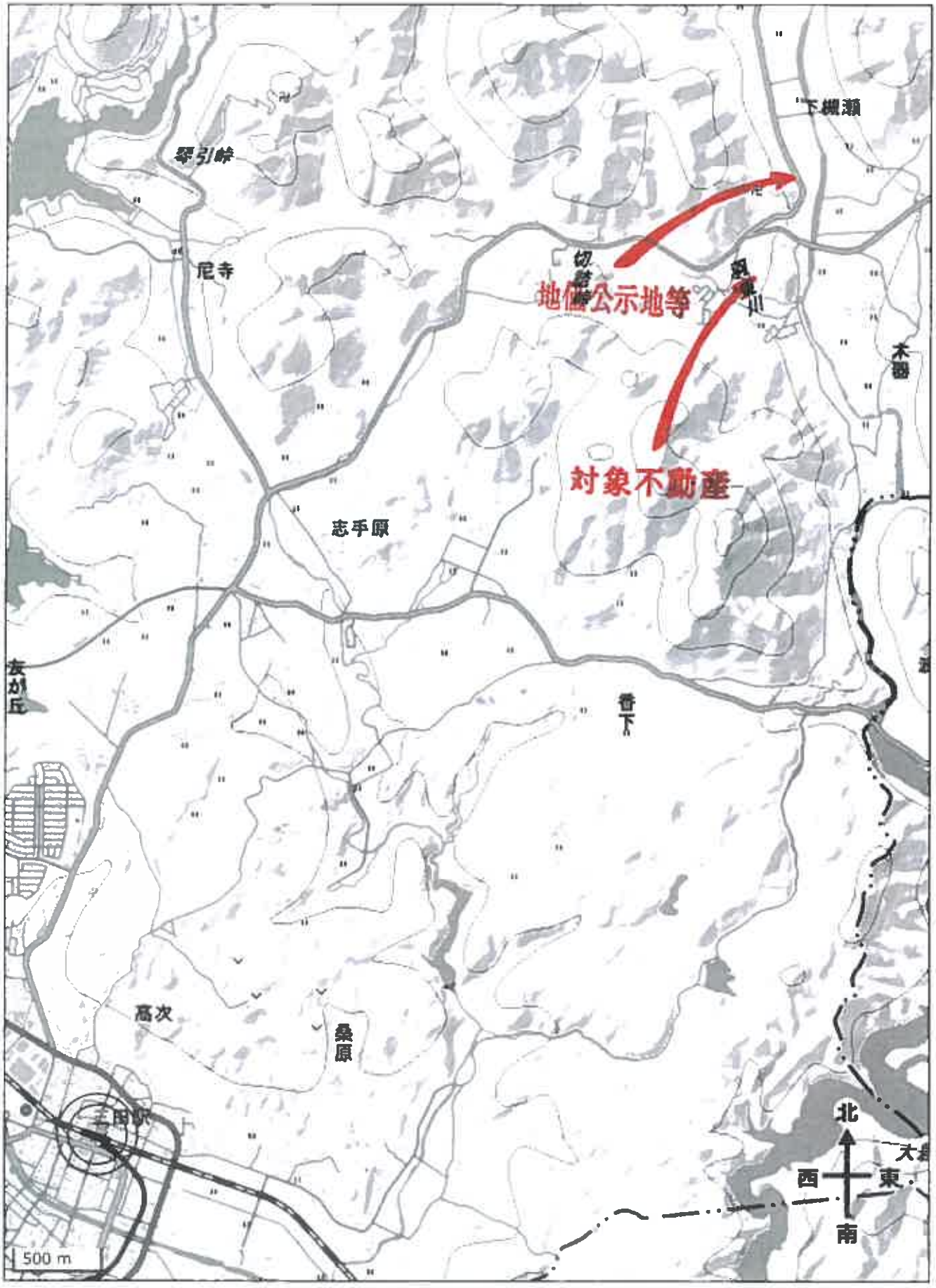

国土地理院地図を基に加筆、作成

公図写

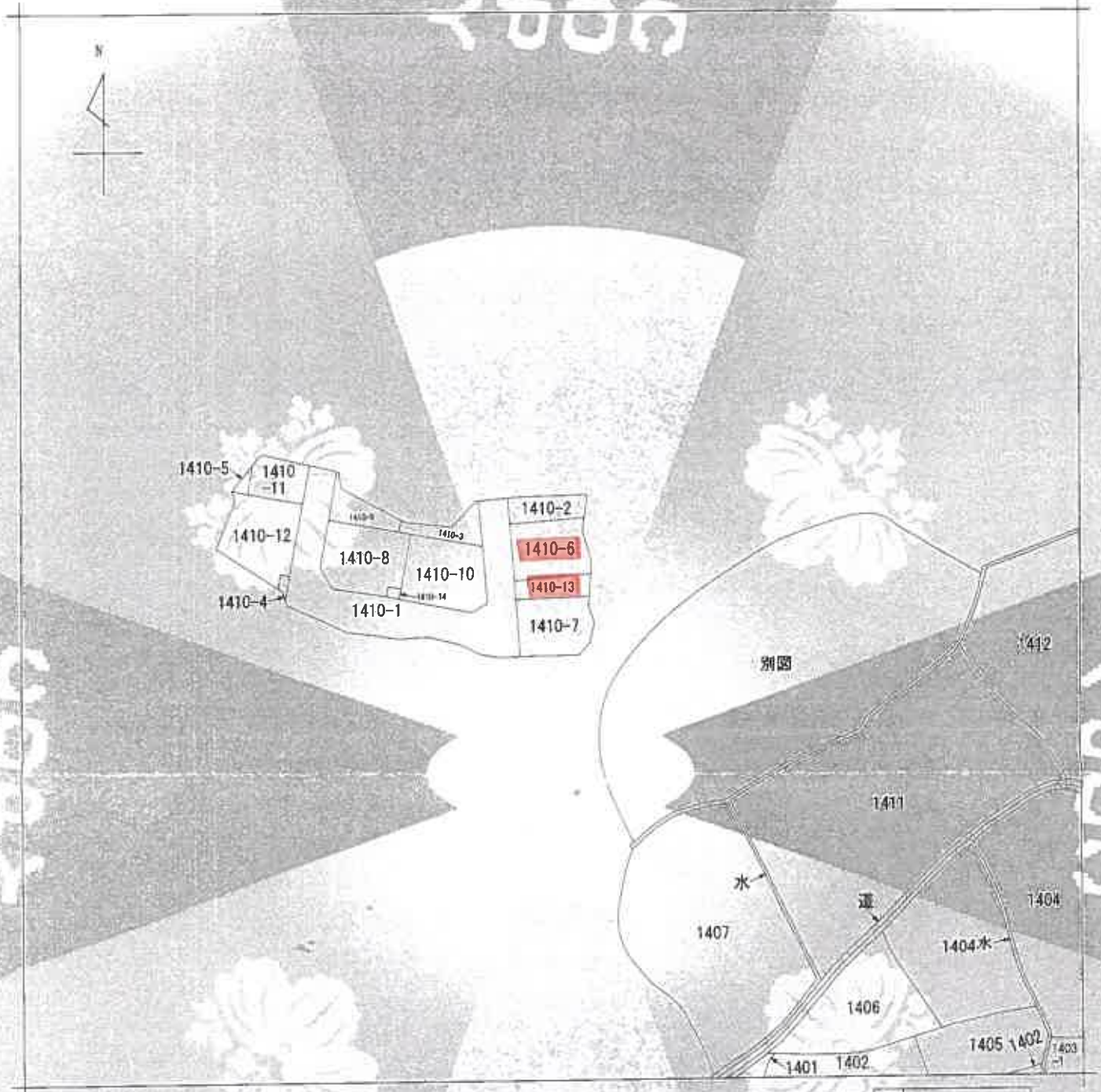

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を基礎にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在	三田市木器字西谷				地番	1410番6		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和60年2月28日			備付年月日(原図)				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(神戸地方法務局三田出張所管轄)

令和8年3月18日

東京法務局

登記官 [redacted]

地図整理番号：M98970

(1/1)

縮版図

登記年月日：平成12年9月13日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（神戸地方法務局三田出張所管轄）
令和8年3月18日　東京法務局

登記官

[redacted]

縮版図

地積測量図写

前 1410-7 後・新

地番	1410-7 1410-13
土地の所在	三田市木器字西谷

土地所在図
地積測量図

H 12・9・13

地番 1410-13

東点	X	Y	辺長
K720	-20.654	119.386	4.33
K1006	-24.971	119.116	15.80
K1003	-25.732	103.333	3.42
K721	-22.332	102.985	16.49
倍積	124.277085		
面積	62.1385425	地積	62.13 m²

分割前面積	256.3052055
1410-13	62.1385425
1410-7	194.1666630
地積	194.16 m²

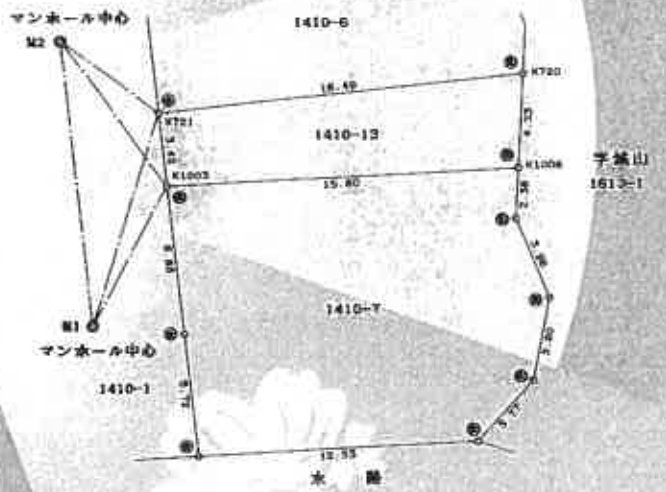

引照点表

基準点		X	Y	内角	距離
後視点	M1	-32.175	99.801		
後視点	M2	-19.013	98.526	0 0 0	13.223
視準点	境界の種類	X	Y	内角	距離
K721		-22.332	102.985	23 27 32	10.345
K1003		-25.732	103.333	34 15 55	7.347

引照点表

基準点		X	Y	内角	距離
後視点	M2	-19.013	98.526		
後視点	M1	-32.175	99.801	0 0 0	13.223
視準点	境界の種類	X	Y	内角	距離
K721		-22.332	102.985	312 11 45	5.559
K1003		-25.732	103.333	329 57 11	8.261

境界線の種類

プラスチック鋲		金属標	
コンクリート鋲		ペンキ	
石杭		金属鋲	
コンクリート鋲			

作製者	[redacted]	12 年 8 月 25 日作製)	申請人	[redacted]	縮尺	1/250

218018

地図番号：M98969

登記年月日：平成10年6月22日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（神戸地方法務局三田出張所管轄）
令和8年3月18日　東京法務局

登記官

[redacted]

縮版図

地図番号：M98971

前 1410-2 後・新

土地所在図
地積測量図

地番	1410-2 1410-6, -7
土地の所在	三田市木器字西谷

H 10.6.22

地番 1410-6

測点	X	Y
K721	-22.332	102.985
K720	-20.654	119.386
K31	-18.400	119.527
K32	-12.093	117.376
K723	-8.869	117.845
K722	-10.514	101.775
倍積	383.019585	
面積	191.5097925	地積 191.50 ㎡

地番 1410-7

測点	X	Y
K582	-38.266	104.599
K27	-37.662	117.116
K256	-34.848	119.630
K29	-31.030	120.417
K30	-27.345	118.967
K720	-20.654	119.386
K721	-22.332	102.985
K584	-32.579	104.034
倍積	512.610411	
面積	256.3052055	地積 256.30 ㎡

分割前面積	527.0395575
1410-6	191.5097925
1410-7	256.3052055
1410-2	79.2245595
地積	79.22 ㎡

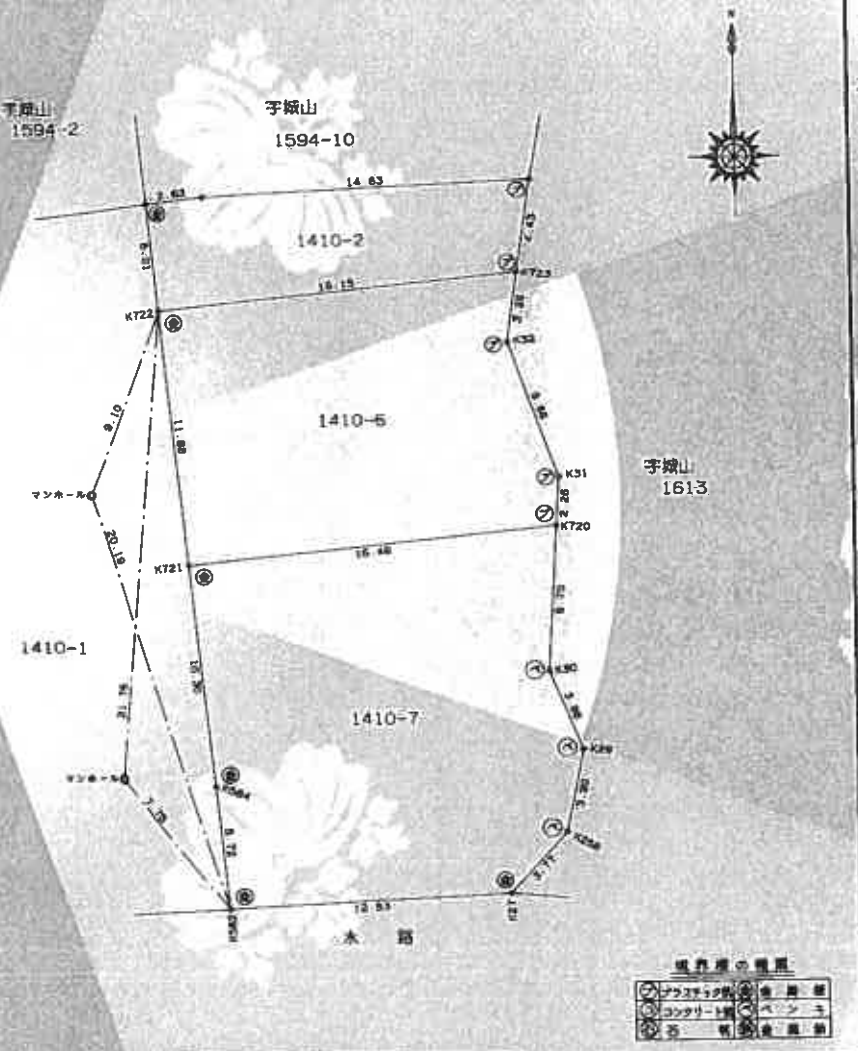

作製者	[redacted]	0年 6月 4日作製)	
申請人	[redacted]	縮尺	1/250

218015

地積測量図写

登記年月日：平成15年1月24日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（神戸地方法務局三田出張所管轄）
令和8年3月18日　東京法務局

登記官

各階平面図

建物図面

家屋番号	1410-6
建物の所在	三田市木器字西谷１４１０番地6

1階

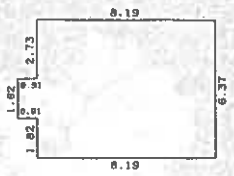

求　積　表

1.82 X	0.91	=	1.6562
6.37 X	8.19	=	52.1703
	計		53.8265
	床面積		53.82 m²

2階



求　積　表

6.37 X	4.55	=	28.9835
3.64 X	2.73	=	9.9372
	計		38.9207
	床面積		38.92 m²

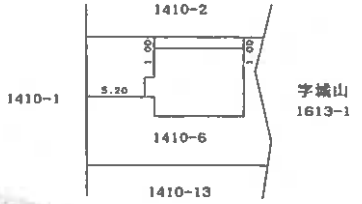

作製者	[redacted]	縮尺	1/250	申請人	[redacted]	縮尺	1/500

026974

縮版図

[redacted]

地図番号：M98972

建物図面写

平成 巻五年 巻月 弐四日 [illegible]

建物間取図

１階

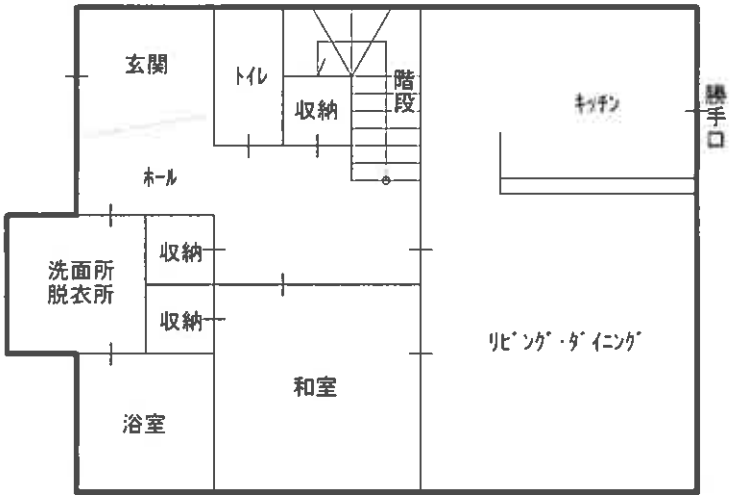

２階

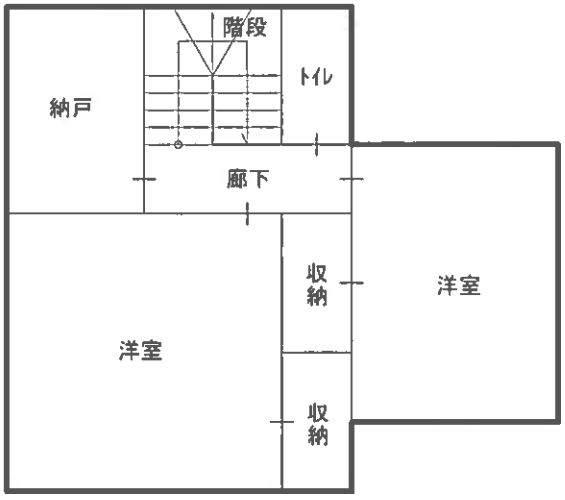

令和８年(ケ)第４４号

現況写真





